

議案第54号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第26条」を「第27条」に改め、同条第8項中「第11条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例中第4条第8項の改正規定は令和7年4月1日から、同条第6項の改正規定は同年6月1日から施行する。